

大川広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔 昭和46年 3月30日 〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 昭和55年11月 8日条例第 8号 昭和61年 9月 8日条例第 1号
平成 5年 7月29日条例第 4号 平成14年 2月27日条例第 1号
平成16年 2月26日条例第 1号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年11月8日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年11月8日から適用する。

附 則(昭和61年9月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月27日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。